

令和5年第4回湧別町議会

定例会会議録

令和5年第4回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和5年12月14日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
11番 村田一志		

4 欠席議員

10番 山本栄子

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川涉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 西海谷巧、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、出納課出納グループ主幹 吉松智弘、福

社課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、水産林務課水産林務グループ主幹 青山賢治、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 大口貢、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宍戸和幸、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

- 6 本会議の書記は、次のとおりである。
議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和5年第4回湧別町議会定例会

議事日程（第1日）

令和5年12月14日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	第3回定例会 認定第 1号	令和4年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	第3回定例会 認定第 2号	令和4年度湧別町水道事業会計決算認定について
日程第 7		一般質問
日程第 8	議案第 1号	湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 9	議案第 2号	湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 3号	湧別町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 4号	湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第 12	議案第 5号	令和5年度湧別町一般会計補正予算
日程第 13	議案第 6号	令和5年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 14	議案第 7号	令和5年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 15	議案第 8号	令和5年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 16	議案第 9号	令和5年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 17	議案第 10号	令和5年度湧別町下水道事業特別会計補正予算
日程第 18	議案第 11号	湧別町かみゆうべつ温泉チューリップの湯条例の 一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 12号	湧別町地場産品加工センター条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 20	議案第 13号	湧別町営住宅条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第 21	議案第 14号	湧別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改

		正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 5 号	湧別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 6 号	湧別町集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 7 号	湧別町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 1 8 号	湧別町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 1 9 号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 7	議案第 2 0 号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 8	議案第 2 1 号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 9	議案第 2 2 号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 3 0	議案第 2 3 号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 3 1	議案第 2 4 号	財産の処分について
日程第 3 2	議案第 2 5 号	財産の処分について
日程第 3 3	議案第 2 6 号	公有水面の埋立について
日程第 3 4	議案第 2 7 号	オホーツク町村公平委員会規約の変更について
日程第 3 5	承 認	閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開 会 宣 告（10：00）

○議 長 ただいまの出席議員は10名でございます。

これより令和5年第4回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、加藤君、4番、村川君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る12月8日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

7番、脇坂君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から12月15日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの2日間とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして条例12件、予算6件、財産処分2件、その他7件であります。

また、議会側といたしましては、認定2件、承認1件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から10月分及び11月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る10月23日の令和5年第5回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

10月25日から28日、徳島県神山町及び兵庫県淡路市においてオホーツク町村議会議長会遠紋ブロック他府県行政委託調査が行われ、これに議長が出席いた

しております。

10月30日、東京都において高規格道路旭川紋別自動車道早期建設促進期成会秋季中央要望活動が行われ、これに総務厚生常任委員長が出席いたしております。

11月2日、札幌市においてオホーツク圏活性化期成会北海道要望活動が行われ、これに議長が出席いたしております。

11月3日、文化センターTOMにおいて令和5年度湧別町功労者表彰式が挙行され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

11月4日から11日、ニュージーランド・セルウィン町において友好都市提携20周年の各種記念行事が開催され、これに議長が出席いたしております。

11月13日、産業文教常任委員会が開催されました。

11月15日、滝上町において遠紋地区市町村議会議長会議員研修会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

11月18日、文化センターTOMにおいて認定こども園みのり第2回お遊戯会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

11月20日、決算審査特別委員会が開催されました。

11月24日、文化センターTOMにおいてニュージーランド派遣団帰町報告会が行われ、これに議長が出席いたしております。

11月26日、東京都において第14回東京湧別会総会及び懇親会が開催され、これに議長が出席いたしております。

11月29日、東京都において第67回町村議会議長全国大会が開催され、これに議長が出席いたしております。

11月30日、総務厚生常任委員会が開催されました。

12月4日、議会全員協議会が開催されました。

12月8日、遠軽町において第3回遠軽地区広域組合議会定例会が開催され、これに議長及び各関係議員が出席いたしております。

同じく8日、議会運営委員会が開催されました。

12月10日、北見市においてオホーツク圏活性化期成会ALPS処理水関連の水産業支援等に係る説明会が開催され、これに議長が出席いたしております。

なお、本定例会におきまして広報作成のため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長 これにて諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題についてご報告申し上げます。

ます。

1点目ですが、本年の農作物等の作況及び漁業生産物の状況についてであります。本年の農作物等の作況についてご報告させていただきます。まず、秋まき小麦ですが、10アール当たりの製品収量は549キロ、平年の106%となり、平年を上回る結果となりました。てん菜の10アール当たりの収量は6,007キロと平年の110%、平年を上回る結果となり、糖分は13.6%と平年を下回る結果となりました。タマネギは、10アール当たり5,847キロで平年並みの収量となりました。11月9日現在、生産量の約41%の出荷が終了しており、4月中旬まで出荷が続く予定となっております。サイレージ用トウモロコシは、10アール当たり生収量5,347キロで、平年比102%、平年並みの収量となりました。牧草は、1番草、2番草合わせた牧草収量は10アール当たり3,892キロで、平年比98%と平年並みの収量となりました。また、本年1月から10月までの生乳生産量は、全体で9万2,490トンで、前年比97%と夏場の高温の影響で乳量低下となり、平年を下回ったところでもあります。

今年の気象状況につきましては、4月から9月にかけて気温が高く、平年より雨の多い状況であったため、作物全般が順調な生育であった一方、てん菜においては夏場の高温による昼夜の寒暖差が少ないことが影響し、糖度が平年を大きく下回る状況となりました。今年は、夏場の高温により一部の作物で生育に影響がありましたが、農家の皆様方の並々ならぬご努力と関係機関との連携により収穫時期を迎えられたことに、この場をお借りして心よりお礼を申し上げます。

以上が本年の農作物の作況のご報告とさせていただきます。

続きまして、漁業生産物の状況等について報告させていただきます。まず、主要魚種であります外海ホタテガイについてであります。本年は3月9日から操業を始め、12月16日で終漁を予定しております。漁獲量については、夏場の猛暑による操業時間の短縮もありましたが、計画に沿った順調な水揚げが行われており、当初に計画しておりました3万トンの漁獲量を既に達成し、操業終漁までには3万5,000トン超えの漁獲量を見込んでおります。外海ホタテガイは、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞した経済活動がコロナ前の水準に回復し、海外からの引き合いも強く、価格も高値で推移しておりましたが、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に伴う中国による日本産水産物禁輸措置の影響により国内在庫の増や価格の低下もあり、漁獲金額は51億9,200万円を見込んでおり、対前年比で11億2,800万円の減と前年を大きく下回る見込みとなっております。次に、サケ漁であります。今年は全国で高水温が影響とされる記録的な不漁となり、北海道全体でも対前年比3割減の水揚げ状況となっており、本町におきましても漁獲量2,100トンと昨年を

1,100トン下回る不漁となっております。漁獲金額につきましては、12億1,900万円と昨年度を11億6,000万円下回る漁獲金額となっております。続きまして、マス漁についてですが、不漁であった昨年度から漁獲量、漁獲金額ともさらに下回る不漁となり、漁獲量では対前年度比24%減、漁獲金額は対前年度比35%減の1,520万円となっております。このほか、ニシンやタコが豊漁でしたが、毛ガニなど一部の魚種で漁獲量が減少しており、ホッカイシマエビにつきましては資源回復が思わしくなく、6年連続の禁漁となっております。本年の漁獲金額全体では99億1,800万円となる見込みで、過去最高の漁獲金額であった昨年度の127億7,100万円に対しまして22%の減、金額では28億500万円減の漁獲金額になるものと予想されます。

以上、漁業生産状況を報告させていただきますが、漁獲量の確保と良質な水産物の提供に向けた漁業者の皆様方の並々ならぬご努力と、中国の日本産水産物の禁輸措置が続く状況の中、湧別産ホタテ消費拡大にご協力いただいております町民をはじめとする消費者の皆様方、また湧別町ふるさと納税の返礼品としてホタテをはじめとする水産物をお選びいただいている寄附者の皆様方のご支援とご協力に対しましても心よりお礼を申し上げます。

2点目ですが、ニュージーランド・セルウィン町公式訪問についてであります。セルウィン町とは、1991年の旧湧別町時代に人づくりセンター委員のニュージーランド訪問を機に町民海外派遣の研修先に定めたことから、多くの中高生や一般町民がセルウィン町を訪問し、このことが実を結び2000年7月に友好都市の提携を結んでおります。これまでセルウィン町からも多くの方々が本町を訪れ、現在セルウィン町のマルバーン・コミュニティボードを中心に、文化やスポーツ、教育、産業などの分野で交流を重ね、本年で調印から23年を迎えております。2020年に調印から20周年を迎え、公式訪問を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって延期となり、今回3年遅れで実現したところであり、私のほか町議会の村田議長、国際交流推進委員会・内野委員長とともに11月4日から11日までの日程で友好都市セルウィン町を公式訪問いたしました。

セルウィン町には、11月5日、現地時間の夕方に到着し、翌6日から7日にかけて、日本では見かけることができない羊や水牛の搾乳作業、110年以上前から稼働している水力発電所を見学し、ロールストーンにある図書館ではゆっくりと落ち着いた雰囲気の中、利用者それぞれが、時にはコーヒーを飲みながら自分の時間を有意義に過ごす様子をうかがい知ることができ、2023年に完成したばかりの資源ごみ処理場では地球環境に配慮した取組の一端を見学することができました。

7日の午後には、セルウィン町・サム町長と昼食を取りながら懇談をし、2025

年5月頃、セルウィン町公式訪問団が来町される予定になったところでございます。20周年記念植樹式では、サム町長、マルバーン・コミュニティボードのブルース議長のほか、日本大使館在クライストチャーチ領事事務所から羽田領事にもご参加いただき、ブルース議長の挨拶の中で「愛と友情の印として、また20年が経過した宝物として桜の植樹ができました」とのお言葉をいただき、大変うれしく思ったところでございます。本町を代表しまして村田議長から「20周年記念植樹式に町議会を代表して参加でき光栄であり、大変うれしく思います」とお礼の挨拶がなされ、私からサム町長へ公式訪問を記念し、両町の友情のあかしとして記念の盾を贈呈いたしました。記念植樹式を終え図書館に移動すると、今回の我々の訪問に合わせ、これまで本町から送った数々の記念の品々を展示した湧別企画展のオープニングセレモニーが開催され、2000年の友好都市調印式の際に来町した訪問団に託した花嫁衣装も展示されており、当時を懐かしく思い出したところであり、また提携10周年を記念した植樹の銘板を見て改めて時の経過を感じ、両町の友好が末永く続くことを願っているとお伝えしたところでございます。

翌8日には、4年ぶりとなる相互交流事業でセルウィン町を訪れている本町中高校生及び湧別高校教諭とともに、ダーフィールド・ハイスクールを訪問し、マオリ族の伝統の歓迎の挨拶を受けました。アンディ校長との懇談では、近年は新型コロナウイルスの影響により学生同士の対面での交流ができない中、オンラインによって交流が途絶えることがなかったことに感謝を申し上げ、さらには来年度以降の交流事業について協議をし、引き続き交換留学事業の実施などについてお互いが認識し合ったところでもあります。その日の夜は、ホストファミリーを交えて記念夕食会が開催され、サム町長から3年遅れではありますが、20周年を記念し訪問してくれたことに対する歓迎と感謝の意が伝えられ、記念品を受け取りました。私から延期になっていた20周年の記念行事が実施できたことへの謝意を伝え、両町の町民の交流を通じて互いの文化・習慣を理解し合い尊重することで、友好の絆を培ってこられたこととお伝えいたしました。夕食会の最後には、先日の湧別町功労者表彰式典において教育文化功労表彰を受賞された、姉妹町交流委員会・アリソン委員長と、長年本町から数多くの町民をホストファミリーとして受け入れていただいたエイビスさんへの功労の盾を贈呈し、これまでのご労苦に謝意をお伝えしたところでもあります。

11月9日の朝、名残惜しくも再会を約束してセルウィン町を離れ、オークランド経由で11日に帰町いたしましたところでございます。

今回の公式訪問は短い期間でありましたが、コロナ禍で停滞していた交流が再開できたことを心からうれしく思いますし、また8月に訪問したカナダ・ホワイトコート町と同様にセルウィン町との友好関係がこの先何十年と続き、お

互いが交流を継続し、さらに友好関係が深まることを確信してきたところでございます。

次に、3点目でございます。東京湧別会定期総会等の出席についてであります。去る11月26日、東京湧別会の第14回定期総会並びに懇親会が東京都内において開催され、後藤会長をはじめ、東京周辺に在住する50名の会員が出席されたほか、本町からは村田議長と阿部漁業協同組合組合長、橋本商工会長、酒井観光協会長、阿部教育長、ほか3名の課長とともに私も出席してまいりました。総会では、同会の事業報告や事業計画、収支決算と予算が承認されたほか、後藤会長の挨拶では「ふるさと湧別のホタテをはじめとした海産物、観光PRの支援をしましょう」と会員の皆様に呼びかけていただいたところであります。私からは、町の第1次産業の状況などの近況報告並びに来年度は合併15周年を迎えることから、記念イベントの開催についてお知らせをさせていただいたところであります。総会終了後の懇親会では、昨年引き続き歌手の平浩二さんの歌のほか、北見市出身でタレントの沢田亜矢子さんもゲスト出演され、大いに盛り上がりを見せました。また、恒例のビンゴゲーム、海産物の即売会もにぎわいを得るなど、再会した会員同士がふるさとの思い出話や相互の近況報告など親睦を深めるとともに、郷土愛をさらに深める楽しいひとときを過ごすことになりました。

次に、4点目でございますが、寄附の採納についてでございます。去る11月28日、株式会社北海道銀行代表取締役頭取、兼間祐二様より湧別町まち・ひと・しごと創生推進事業に活用させていただきたく企業版ふるさと納税として、北海道銀行中湧別支店旧店舗の建物及び土地についてご寄附の申出をいただき、11月28日にありがたく受納させていただきました。寄附の申出に先立ち、去る11月2日、村田議会議長及び橋本商工会長とともに北海道銀行本部を訪問し、兼間頭取及び齊藤副頭取と面会させていただきました。兼間頭取から中湧別支店旧店舗の活用については、行内でプロセスを踏みながら検討を重ねてまいりましたが、長年湧別町及び地域の皆様にお世話になったお礼を兼ねて、最終的には商工業振興に役立ててもらいたいとの結論に至り、企業版ふるさと納税制度を活用したとの申出があったところでございます。ご寄附を賜りました株式会社北海道銀行様には、この場をお借りして厚くお礼を申し上げますとともに、寄附者のご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。ご寄附いただきました建物及び土地については、中心市街地に見合った活用を検討するとともに、具体的な活用方法が固まりましたら、議員の皆様ともご相談させていただきたいと存じます。

5点目でございますが、湧別歯科診療所、西川歯科医師の退任についてであります。去る11月29日、町立の湧別歯科診療所において町が歯科診療業務を委

託しております西川輝雄歯科医師が来庁され、当初より70歳の節目を機に次の人生を送りたいとお考えから、令和6年3月をもって同診療所の診療業務を退任したいとの申出がありました。西川歯科医師は、平成2年9月より33年の長きにわたり同診療所の診療業務に当たられており、その功績に対しまして心よりお礼を申し上げる次第であります。なお、令和6年度以降の同診療所の後任につきましては、今後検討してまいりたいと考えてございます。

6点目でございます。タマネギの寄贈についてであります。去る12月11日、上湧別玉葱振興会様より13年連続でタマネギ1,000キログラムのご寄贈がございましたので、ご報告いたします。学校給食に地場産物を取り入れることにより、児童生徒が地元の産業に対する関心を深め、食を通じて地域を知ること、自然の恵みの大切さを感じてもらおうといった重要な食育の役割も担っており、また近年の食料品価格の高騰の中、町へのほか、湧別・上湧別の両福祉会に対しましてもご寄贈いただき、心から感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

7点目でございます。国関係工事発注状況についてであります。工事名、一般国道238号湧別町川西北改良工事、工事場所、川西、請負金額1億6,003万9,000円、請負業者、船橋西川・坂本経常建設共同企業体、船橋西川建設株式会社（北見市）、株式会社坂本建設（佐呂間町）であります。規模、防雪柵、延長400メートル、工期、令和6年3月26日。

続きまして、8点目でございます。北海道関係工事の発注状況についてであります。1点目でございます。工事名、ポン川ほか道単砂防工事（冬）、工事場所、芭露であります。請負金額1,589万5,000円、請負業者、高橋土建株式会社（佐呂間町）であります。規模、伐木工、延長1,300メートル、工期、令和6年3月21日。2点目でございます。工事名、湧別停車場サロマ湖線道単局改工事（管渠工）、工事場所、登栄床、請負金額1,980万円、請負業者、株式会社岸組（佐呂間町）、規模、横断管渠工、延長18メートル、側溝工、延長110メートル、工期、令和6年2月20日。3点目であります。工事名、中土場川ほか道単改修工事、工事場所、北兵村一区・上芭露、請負金額2,494万9,000円、請負業者、株式会社中川組、規模、中土場川、伐木工、延長140メートル・芭露川、掘削工、延長400メートル、工期、令和6年3月21日。4点目でございます。工事名、湧別停車場サロマ湖線道単公安工事（視線誘導標）（補正）（冬）ほかであります。工事場所、東・登栄床、請負金額3,795万円、請負業者、日新工業株式会社（遠軽町）、規模、視線誘導標設置30基、警戒標識（鹿注意）6基、工期、令和6年3月21日までであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議 長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5及び日程第6の認定案件については、本年9月の第3回定例会において決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託し、閉会中の継続審査といたしました。したがって、日程第5、認定第1号 令和4年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第2号 令和4年度湧別町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本件につきましては、決算審査特別委員会委員長より報告書の提出がなされておりますので、委員長の報告を求めます。

2番、高田君。

(決算審査特別副委員長説明)

○議長 委員長報告に対する質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終了し、討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本件について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、一括議題であります認定第1号及び認定第2号については認定することに決定いたしました。

日程第7、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いをいたします。なお、答弁者におかれましては質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いをいたします。

それでは、一般質問を行います。

2番、高田君。

○2番 私は、2つの項目につきまして質問をいたします。

まず、1点目でございますけれども、町長の町政への思いと姿勢についてでございます。刈田町長におかれましては、初当選されて以来、任期4年の半ばの折り返しとなっております。この間の町政に対する手応えと感触はいかがでしょうか。また、残りの任期においては、どのような点を考慮しながら、さらなる町政の推進に邁進するお考えかをお伺いいたしたいと思っております。

2点目は、生成AIの導入についてでございます。人工知能AIを用いて文章などを作成する対話型の生成AIを一部業務に取り入れる自治体が道内外で急速に増えております。日本語で質問や指示を入力すると、素早く回答や提案

をしてくれる仕組みであり、これを活用すると役場職員の負担軽減や生産性の向上に効果があるとされております。広報などの文章作成や各種議事録の要約、あるいは表計算ソフトなどでの活用が考えられるようであります。さらに、情報漏れなどのリスクにも配慮する一方で、まずは理解を深め、利活用の発想を広げられればと思うところであります。このようなことから、本町においても生成AIの活用を試行、導入してみてもと思っておりますが、ご所見をいただきたいと存じます。

以上、質問といたします。

○議 長 町長。

○町 長 高田議員の町長の町政への思いと姿勢についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和3年11月15日より合併後の湧別町第3代町長として町政運営を担わせていただき、この2年、町民の皆様及び議員の皆様のご理解とご支援並びに職員の協力によりまちづくりを進めてきました。私は、所信表明の中で町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指し、その実現のために全身全霊で取り組んでまいりたいと表明させていただいております。その実現に向かって町政を進めてきたところであります。

この2年間を振り返ると、新型コロナウイルスの感染症の蔓延とロシアのウクライナ侵攻による感染症拡大抑制と物価高騰、燃油高騰等による生活支援や経済支援を最優先に取り組んできたところであります。令和2年度から令和5年度までに総額15億円に及ぶ対策を国の交付金を活用しながら様々な支援策を行ってきたところであります。

また、まちづくり懇談会など様々な機会を通じ、町民の皆さんとの対話を重ね、町民の皆様から寄せられた声を施策に反映できるように、前例にとらわれることなく、スピード感を持って対応してきました。

一例を挙げますと、上湧別地区の義務教育学校への移行であります。地域の皆さん、保護者の皆さんと話をさせていただきました。子供たちを思う気持ちは皆さん一緒であります。地域としては、苦渋の決断をいただいたと思っております。それぞれの地域の皆様にご了解をいただき、令和7年4月から全町全ての義務教育が小中一貫の義務教育学校とさせていただきます。施設を整備することが目的でなく、ここに心を入れて湧別らしい義務教育をつくっていただき、どう湧別高校の魅力化につなげていくかがこれからの課題だと考えております。

また、湧別高校生徒の懇談で取り上げた文化センターTOMのホールの木材を活用した改修、eスポーツスタジアムの整備であり、子育て支援センターに来場していたお母さんたちとの懇談で乳幼児が暑い夏に水遊びができる場所が欲しいとの要望から、湧別憩の広場の噴水を改修して乳幼児が利用できる噴水

に改修させていただきました。今年の猛暑に間に合えばよかったのですが、来年の夏からの活用をお願いしたいというふうに思っております。

このほか、総合計画に掲げております施策を中心に、着実に実行させていただいております。基幹産業であります農林水産業の振興、住みよい環境づくり、まちづくり、コミュニティについても国、北海道の支援を受けながら計画的に進めております。

ご質問の手応えと感触はいかがでしょうかですが、この期間、無我夢中で町政を執行してまいりました。上を見ても切りがありませんが、新米の町長の2年間としては皆様に評価いただけているか、この判断でよかったと自問自答している状況であります。

2点目の残りの任期においてはどのような点を考慮しながら町政の推進に邁進するかの質問でございます。私の基本姿勢は、町民との対話を基本とし、前例にとらわれず、職員と一丸となって元気な湧別実現のため全力で取り組むと就任当初から申し上げておりますので、その基本姿勢で行っていきたいと思います。

上湧別町と湧別町が合併して14年が経過し、15年目を迎えております。合併後に生まれた子供ももう高校生になります。もう旧湧別、旧上湧別と話す方も少なくなってきました。合併後に採用になった職員も46名で、全体の33%になっております。私は、合併前からの経過を知る者として、合併後懸案になっている問題の解決に取り組むことが私の責務と考えていますし、後世に先送りできないものに取り組まなければならないと決意をしているところであります。

2つの町が1つになったわけでありますから、様々な施設も2つ以上あるわけで、公共施設の再配置も含めて整理しなければならないと考えております。解体することが一番早いわけですけれども、再利用できるものは再利用し、用途の変わるものは民間も含めて活用願うことも考えていきたいと思っております。

また、庁舎集約化に係る基本構想、本年7月に策定させていただき、現在より具体的になる基本計画の策定作業に入っております。まちづくり懇談会などでも様々な意見が出されておりますが、時間的制約がある中で将来に禍根を残さないよう私の責任の中でその方向性を見いだす考えであります。

併せて、私の最優先事項としている人口減少への取組としての子育て支援、住環境の整備、中心市街地の開発、外国人との共生社会の実現など、複合的に取り組んでいく考えであります。

町の将来を託す子供たちをしっかりと育てていくこと、湧別の未来のために、湧別の子供たちのために何が必要か、子供たちを産み育てることに不安がないか、子供が育っていく姿をイメージして期待を抱くことができることなどが重

要なのでないかと考えているところであります。地域の子供たちは地域で育てるとの思いを持って町政を推進していきます。

この2年間、多くの種をまいてきました。芽も出始めております。残りの任期でたくさんの花を咲かせて、多くの実をつけたいと思っております。ここに住んでいてよかったと実感できる魅力的なまちづくりを推進していきますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、町政への思いと姿勢についての回答とさせていただきます。

次に、2点目の生成AI導入についてのご質問にお答えをいたします。近年注目を集めている生成AI、人工知能であります。中でも文章を自動で作成する対話型AIは、昨年の秋以降、あらゆる業種で急速に広がりを見せており、全国の自治体においても導入するところが増えてきております。道内でいち早く対話型AIを取り入れた当別町における実証実験後のアンケートによると、今後生成AIを効果的に利用していくことで仕事の効率が向上すると思う、利用した職員の約9割が回答したとされており、業務効率化への新たな道を切り開くツールとして職員が非常に期待していることがうかがえる結果が出ております。

本町においても、10月中旬から1か月間、総務課内において試験運用を行い、広報紙の原案づくり、文章の構成、課題解決のアイデア出しなどに活用したところ、利用した職員のほとんどが作業時間の短縮を実感したとのことであり、今後AIの出す指示や質問を作成する能力を身につけ、上手に使いこなすことができれば、さらに業務の効率化や住民サービスの向上が十分見込めるとの認識を持ったところであります。

このような状況を踏まえ、現在先行自治体において成果を上げている活用事例などの情報収集や具体的な使い方、懸念される情報流出に対する安全対策について整理したガイドラインの作成など、令和6年度導入に向けて環境整備を進めているところであります。

以上、高田議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長 2番、高田君。

○2番 それでは、再質問させていただきます。

これからは一問一答でお願い申し上げます。

本町は、人口減少率もオホーツクのほかの町村と比較しますと非常に高い水準にあります。子供の出生数においても、1年で30人前後と、あまり多くはない、低い水準になっております。また、ふるさと納税を取ってみても、どうも湧別町は申込み数が伸びない、人気がないということで、納税者にとってみては湧別町はふるさとにできないというような、いま一つ魅力を感じていないのではないのでしょうか。

町長も精いっぱい町民のために子育て支援、教育、福祉、介護、あるいは医療にと施策を講じてはおりますが、どこか総体的に何かが足りないというような感じがいたします。この打開策として、打つ手はどこにあるか、これは行政側と議会側にも責任があるということを感じておりますけれども、お互いに知恵を出して考えなければならないところであるとは思いますが。

そこで、町長においては、今後町民に対してどのような点に力点を置いて、実感として心に響く政策がどこにあるか。町民へのアピールとして、ここぞと思われるものが何かをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 町長。

○町 長 高田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

人口減少の問題、出生数の減少の問題、過去には全道で10市町村ぐらい子供の増加率が高かった時期もございました。本町の人口8,000人でございます。その中で出生数もその年によって多少上下があって、50人から30人台というふうな年がございます。子育てをする方、子育て前から子供を育てやすいかどうかという部分も含めて、やっぱり継続的な支援をしていかなければならないという部分で包括的子育て支援センターを整備させていただいて、生まれる前から生まれた後も含めて支援をさせていただいている部分があります。この制度においても、コロナ禍という状況において、なかなかそういう対面でできないというような部分のもどかしさが続いておりますし、医療機関とのうまく連携ができていないというような部分もございまして、これらもコロナ禍が収束しかかっている現在だからこそ、新たな取組をしていかなければならないというふうにも考えてございます。

ふるさと納税においても、確かに本町、ふるさと納税の返礼品については、ふるさと納税が開始されたときから返礼品という取扱いはしなかったという時期がありました。そういうことから、出遅れたという部分も当然あるのだというふうに思っております。また、そのふるさと納税の制度の中身でいきますと、資源といいますか、素材があるところと加工場があるところとの取扱いが非常に難しい部分がございます。本町の素材を町外で作る場合については半分以上が町内のものでなければ駄目だというような制約もありながら、今なかなか伸び悩んでいるというのが現状でございまして、日々いろいろな業者様とも協議をさせていただきながら、どの方向がいいのか、時間的なものもございまして、スピード感が足りないと言われている部分もあります。そこらも含めながら進めて、ふるさと納税については取り組んでまいりますけれども、ふるさと納税の財源というのは当然貴重なものでございましてけれども、それだけに縛られなく、町として安定的に使える財源については使っていきたいというふうにも考えてございます。

あと、何を基本として進めていくのかという部分でございます。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、最重要な部分は人口減少が一番大きいのだということで、それに対応するには、ただ人口減少と言っているだけでは対応できませんので、子育て支援ですとか産業の振興、または住環境の整備等々も含めて総体的に考えていかなければならないと考えておりますし、今町内で1次産業が大きく経営されてございますけれども、それらに係る従業員についてもなかなか不足しているということで、外国人との共生社会をつくっていかなければならないというような部分を含めて総体的に対応していかなければならないというふうに考えてございます。そのポイントが見えないというのもありますけれども、一つのことで全てが解決できるということはないと思いますので、基本的には人口減少に対する子育て支援と教育を今力を入れさせていただいている部分がありますし、それと上湧別の義務教育学校ができたときに閉校される施設をどう活用していくかということも今検討させていただいているところでありますので、そこら辺も含めて町外の力も借りながら何かできないかということの今いろいろな模索をしているところでございますので、総体的なことの中で進めていって、元気なまちづくりをしていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 2番、高田君。

○2 番 それでは、もう一点でございますけれども、町長も議会議員も共に選挙により選任される中での二代表制となっております。町長は、執行機関をつかさどり、我々議員は議決機関を構成するところとなっております。このことにより、一定の緊張感を保ちながら対応しなければならないと思っております。

そこで、議会内に設置されました新庁舎建設に係る調査委員会において議論を重ねた結果、多数の意見として文化センターTOMと周辺の町有地を活用すべきとの結論を出しました。それに対しまして、行政側としてはそれと違う案で押し通したい意向のようであります。それは、議会の軽視であり、委員会の無視と言わざるを得ません。私は、町長の決断力と実行力には一定の評価をしております。しかしながら、時には周りの状況を踏まえ、事を慎重に進める判断があってもよいのではないのでしょうか。もし特別委員会の決定内容が今の段階では無理なのであれば、いま一度立ち止まって考えてみる勇氣はありませんでしょうか。そのことに対しまして、もしその方向になったとしても、誰も批判をする方はいないと私は思っております。ご所見をお願いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 高田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

庁舎問題につきましては、いろいろご意見がございますし、町は町としての

考え方の中で今進めさせていただいてございます。議会のほうでは、議会の中で特別委員会を設置していただいた中で今検討されていると考えてございます。その検討委員会の中での報告については、議会の中で中間報告としてされた部分は我々も確認しておりますけれども、最終的な部分ですとかそこら辺についてはまだ報告されていないということで私は認識してございます。議会と町というのは当然二元代表制でございますので、当然議会に承認いただかなければ進められないというのはそういうことでありますので、それらの内容については町としては当然その都度、都度説明をさせていただきながら、その執行について進めてきているわけでありまして。今までにおいても、当然その庁舎等の集約化に係る検討委員会の設置についても議会で議決をいただき、満場一致の中で委員会を設置させていただいて、町民の方10名でその検討をいただいた結果を、答申をいただいた結果を基に町として集約化の構想を策定させていただいたわけでございます。

そういうことで、町としては町が定めております自治基本条例の趣旨にのっとり、委員会の設置または説明会の開催、パブリックコメント等の実施、またはまちづくり懇談会での意見等々の集約も含めて、いろいろな形の中で町民の声を聞きながら進めさせていただきたいというふうに思っております。その中で、その都度議会のほうにも説明をさせていただいた中で、その問題について取り進めておるところでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議 長 2番、高田君の質問が終わりました。

11時5分まで暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 0 : 5 7)

再 開 宣 告 (1 1 : 0 5)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、関野君。

○1 番 それでは、一般質問を行います。

私は、生活に密着した2点について質問します。

1点目、湧別高等学校生徒への学校給食について。働き方の多様性により共働き世帯が多いと思われそうですが、学生の中でも昼食の弁当を持参できず、学内に業者が納めている弁当等、またコンビニ等で購入している生徒も多数いると思います。湧別町内には、11月末で保育所201名、小学生302名、中学生144名の児童生徒が学校給食センターの給食を利用されております。湧別高校においても、生徒減少対策等で生徒の全国公募を行っておりますが、食に関して学校給食が整備されれば、魅力ある学校としてアピールになると思います。湧別高校

生への学校給食提供の必要性についてどのように考えているか、町長としての所見をお聞きします。

2点目、地域公共交通計画について。令和5年3月8日開会の令和5年第1回議会定例会で分散した過疎地域の地域公共交通のあるべき姿について聞いておりますが、去る5年12月5日、芭露地区令和5年度まちづくり懇談会において湧別町、佐呂間町、遠軽町の3町で協議されており、佐呂間町経由で北見市内の医療機関にバスで通院できるようになると見通しを述べられました。今現在の状況について、もう少し具体的に町民に説明できる範囲でお答えいただきたい。また、湧別町から北見市内の医療機関に通院を希望している需要調査も行っているのかお答えいただきたい。

以上、2点でございます。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員、1点目の湧別高等学校生徒への学校給食についてのご質問にお答えいたします。

本町の学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供しており、また食育の観点から食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身につけるための栄養教諭による指導を行っています。道立及び町立を含め道内の高校においては、食育を通じた高校魅力化、保護者の負担軽減などの観点から、希望者に対し給食を提供している高校がございます。湧別高校への給食の提供については、平成29年度の湧別高校生徒との意見交換会において、当時の石田町長から高校魅力化の一つの方策として選択制による学校給食の実施について提案した経過がございます。平成30年度に入り、校内でパンを販売していた業者が撤退したことを機に、高校では生徒や保護者へのアンケート調査を行うなど、P T A三役を含め学校給食の実施について検討しておりますが、衛生管理の基準をクリアすることが難しいこと、食育、保管庫等の設置場所が確保できないこと、給食の配膳から片づけまでの時間が確保できないと、試験的に弁当やパンの販売を行うなどの理由から、学校給食の提供を見送った経過がございます。

令和2年度に庁舎内に設置した湧別高校の魅力化プロジェクトにおいても、高校魅力化の一つの方策として高校への給食提供について協議がなされ、生徒のニーズや教員への負担などを詳細に把握する必要があるとの報告があったところでございます。

議員ご質問の食に関して、学校給食が整備されれば魅力ある学校としてアピールになり、湧別高校生への学校給食提供の必要性についてどのように考えるかについてお答えいたしますが、学校給食センターは町内認定こども園及び小中学校等に加え、湧別高校生を含め提供できる能力があり、また地場産及び道

産食材の活用、栄養バランス、食育の観点、さらには保護者の負担軽減など高校魅力化の一つになり得るとは考えており、町としてはいつでも提供できる体制にあります。しかしながら、これまでの協議経過を踏まえ、また湧別高校から現在要望がないことから、現状では提供できる環境ではないというふうと考えているところであります。

次に、2点目の地域公共交通計画についてのご質問にお答えいたします。令和5年度の町政執行方針の中でも述べさせていただきましたが、遠軽地区3町を対象とした公共交通の将来像を示した地域公共交通計画を策定するため、本年6月に3町共同による法定協議会を組織し、年度末までの策定に向けて協議を進めているところであります。計画策定に当たっては、昨年4月から5月にかけて町内に在住する18歳以上の町民2,000人を対象にアンケート調査を実施したところ、高齢者の方から北見への通院バスの運行を希望されている方が多く、40代の方からも将来的には北見まで行けるバスがあると、病院に行くにもありがたいとのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、現在佐呂間町と協議を進めているところではあります。佐呂間町では毎週火曜日と木曜日に北見赤十字病院行きのふれあいバスを運行しておりますので、湧別町民も乗車できるよう担当者レベルで話し合いを行っております。さらに、本町では佐呂間方面行きのバスが運行されていないことから、ふれあいバスで乗り継ぐための新たな路線をつくり、来年度の早い時期から北見市内の医療機関に通院できるようなバスの運行を検討しております。また、北見市内の医療機関に通院を希望している需要調査を行っているかのご質問であります。先ほど答弁しましたアンケート調査と町長への手紙によるご意見を受けて検討しているところであります。需要調査については行っておりません。

以上、関野議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 1番、関野君。

○1番 一問一答でお願いします。

まず、第1点目、湧別高校学校生徒への学校給食についてでございますけれども、先日中湧別のかんみで行われました高校生の自主的なYOUTH Cafeに私10日の日に参加してきました。たまたま行きましたら、女子生徒が3名おりました。懇談する時間がありましたので、その給食の問題についても提供したら、私のところはお父さん、お母さん、私の3人で、そして朝はお母さんは御飯支度して、そして私の弁当、自分の弁当を作って忙しい思いをしているのだという話を聞きました。そんなような実態もございます。

それで、北見管内の高校で学校給食をやっている高校があるのかどうか。そして、学校給食の中でどれだけ町長が言っている衛生環境の関係で整備されているのかいないのか、そのようなことも含めてお聞きします。よろしくお願

します。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員の再質問にお答えさせていただきます。

管内全部の高校までは分かりませんが、やられているのが清里高校と、佐呂間が今始まったという……やっているところはあります。そういうことで進めておりますので、町としましても先ほど言ったとおり29年の懇談後ですから、平成30年からそれらについては協議をさせていただいております。その中でPTA、併せて生徒の希望も少ないというようなことから、今は外部販売等々の利用をしているというような状況になってございます。給食センター的には対応できるだけの施設でありますので、それらについては可能でありますけれども、まだその段階に来ていないというような状況でございます。

衛生管理的なもの、保管庫の問題、保管庫は当然冷たくなっていますので、今小中学校、保育所等については全部保温庫があって、温かいものは温かくということで提供できておりますので、道立高校という部分もありますので、北海道とも十分協議しないとならない部分でありますし、そこら辺についてはその希望があって、もしそういう方向に進む場合については北海道ともまた協議をしながら進めていかないとないと思っておりますけれども、まず学校内においてその希望があるかないかということとは協議していただかないと、町から強引に進めるものでもございませんので、その辺は十分協議させていただきたいと思っております。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 管内で津別高校もやっております。

そこで、町長と高校生の対話の中でハードの部分はすごく要望があると、例えばeスポーツだとか、あとTOMの中にある木でできたベンチですか、ああいうものだとか、あとテニスコートだとか、そういうハード的なものはすぐ町はやってくれるのですけれども、ソフトに関する、今の給食の関係につきましても、もう少しやっぱり高校とも連携を取って、調査をやってから4年、5年たっていますので、大分生徒のあれも変わっていると思っておりますので、ぜひ町長のほうから対話する中身の中で、こちらから学校側、生徒側にお話をして、どうだということを聞いてもらえばありがたいと思うのですけれども、その辺町長、どのように考えますか。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員の再質問にお答えさせていただきます。

給食の提供については、もともと町側から提案している部分がございます。その中でも含めて、高校の魅力化の会議も行われておりますので、その中でもまた話を出させていただきたいと思っておりますし、生徒の考えもどういう考えなのか

という部分については確かに変わっておりますので、そこら辺についても懇談していきたいと思っております。

別にハードばかり進めているのではなくて、ソフトの部分もいろいろ進めさせていただいておりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1 番、関野君。

○1 番 1 点目につきましては、了解しました。

次、2 点目でございます。地域公共交通の関係でございます。これ実施するに当たり、私聞くとところによりますと、紋別からルート238号線を通って北見に行っているというバスがあるように聞いておりますけれども、紋別市と話しした経過があるのか、その辺お聞きします。

それと、私、前に、今年3月ですか、質問しましたけれども、幹線道路、例えば国道238の部分につきましては、バス停に近い人はいいのですけれども、幹線まで遠い、例えば例を挙げますと西芭露だとか上芭露だとか東芭露、ああいうところに住んでいる人がそこまで出てくる間を、町もいろんな助成制度ありますけれども、その関係をどうしてくれるのだという、そういう要望もありますので、その辺町長、分かる範囲で、お答えできる範囲でお答え願いたいと思っております。分かりますか。

○議 長 町長。

○町 長 再質問にお答えいたします。

紋別から北見に走っているバスについては、紋別市の貸切りバスで運行されているというふうに聞いてございますので、その辺の部分についても協議、話をさせていただきましたが、あくまでも紋別の貸切りというような部分で湧別町内に止まるのはなかなか難しいと。今愛ランドユーでトイレタイムを取っておりますので、そこでという話もしているのですけれども、基本的には紋別市民を中心として考えておりますので、現在公共交通機関としての扱いではなく、貸切りバスとしての活用でありますので、湧別町内で止まるのは難しいというような回答を得ているところであります。

それと、公共交通機関のところの今の質問ではなくて、町内全体の公共交通をどうするのだという部分については、幹線の走っている部分以外に住んでいる方たちについては、当然どこかまで出てきてもらわないとならないというような状況があります。そういうことも含めて、高齢者についてはバス券の交付だとかハイヤー券の交付というようなことも行っておりますけれども、なかなかそれにおいても全額出るかといったらそうでもならないという部分もありますので、そこら辺についてはまだまだその地域における、今ボランティアでやられているところもございまして、そういうオンデマンドの予約バスだとか予

約タクシーというのもあります。ただ、事業者さんのほうでも今運転手がなかなか少ないという難しい部分がありますので、そこら辺の状況を見ながら、いろいろ地域、地域でそれぞれの課題が違ってくると思いますので、そこら辺も含めて地域と協議をさせていただいて、利用者の方が利便性を持ってというよりも、制約がどうしてもあるのは間違いないというふうに思いますけれども、なるべく使えるような形の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、関野君。

○1番 今盛んに新聞等で報道されておりますけれども、ライドシェア、2種免許を持たない普通の白の車、自家用車ですね、そういうのを利用したものがかなり運転手不足という状況の中で何か大分国のほうでも検討されているようでございますので、湧別町においてもそういうことを直接実施するのではなくて検討していただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長 町長。

○町長 地域公共交通機関、こういう過疎地においてはなかなか難しい問題であると思っております。

議員言われるとおり、ライドシェアといいますか、規制緩和の部分でございますので、そういうのが解消されれば、またいろいろな方法が取れるのだと思いますし、今上士幌では自動運転のオンデマンドバスの運行をしているような状況も聞いてございます。そこら辺の状況も見ながら、町内で何が一番適しているのかという部分も考えながら、それらの検討は続けていきたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、関野君の質問が終わりました。

次に、7番、脇坂君。

○7番 私のほうから1点だけ、中湧別の市街地の活性化につきまして、町長の考えをお聞きしたいと思います。

現在中湧別市街地の活性化につきましては、プロジェクトチームを組み検討中のことと聞いておりますが、コロナ禍ということもありましたが、進捗状況、そして今後どのように進めていくのか、お考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 脇坂議員の中湧別市街地の活性化についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の町政執行方針において、町内の各市街地では人口減少や大規模店の影響を受けた購買力の低下、高齢化による後継者不足によって、商店や飲食店の閉店が進んでいるため、町なかのにぎわい、空間づくりなど、中心市街

地の活性化について検討してまいりますと申し上げております。

令和4年12月に町政運営の諸課題を検討するため、町内の観光施設の在り方を検討するプロジェクト、旭紋道の延伸を見据えたまちづくりを検討するプロジェクト、さらには中心市街地の活性化を検討するプロジェクトを立ち上げ、各課を横断し、主幹及び主査の職にある職員で構成し、協議を行っております。プロジェクトの進捗状況については、本年3月に第1回目の会議を開催し、各市街地の現状把握と情報共有、にぎわいをテーマにワークショップ形式による地域の課題や課題に対する必要な取組について議論を行っており、それぞれのメンバーから提案された意見やアイデアを基に自由な発想で協議が行われております。これまでに4回の会議が開催されており、今後も精力的に協議が行われ、その結果がまとまり次第、報告書が提出されるものと思っております。

一方で、商工会内のスマイルサポート委員会においては、空き店舗や担い手対策についての協議がなされているようで、今後中心市街地活性化の議論もスタートすると聞いております。

本町の中心である中湧別市街地については、交通の要衝として商店や飲食店、旅館などがあり、商業の中心的役割を担い今日に至っておりますが、後継者や担い手不足による閉店、消費者ニーズへの多様化、高度化、さらには建物の老朽化によってかつてのにぎわいは薄れております。現在道の駅かみゆうべつ温泉チューリップの湯には町内外を問わず多くの方々が来場されており、さらには町なかのにぎわいを創出するため町民有志や高校生によって定期的に交流イベントが開催されており、町民の皆様にもお楽しみいただいております。志のある方々がチャレンジできる仕組みや空間づくりも必要ではないかと考えております。

中湧別市街地の活性化は、国道沿いや駅前通りをはじめ、老人憩の家周辺、さらには道の駅を含めた町なかのにぎわい空間づくりであり、大きなプロジェクトと捉えております。庁舎内で検討した3つのプロジェクトや商工会内での協議結果、町民の皆さんや町内企業あるいは町外企業などのお知恵やお力をお借りしながら中心市街地の活性化に何が必要なのか、どんな施策が必要なのか、町と民間の役割分担など具体的な考え方、方向性をまとめてまいりたいと考えてございます。

以上、脇坂議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 7番、脇坂君。

○7番 町長の活性化に対する思いというのは分かりますが、やはり行政の中だけでのプロジェクトチームというものは、どこまで進んでいるのかとか結果というものがなかなか目に見えてこない。私は、そのためにも、やはり民間と行政との中間の中に、間に組織的なものをつくって、民間にどこまで行っ

ているのだということが分かる、仮にまちづくり活性化推進委員会とか検討委員会とか、そのほかにも何かつくれるのかもしれませんけれども、町民に結果とか進捗状況がせめて3か月とか半年置きぐらいにここまで進んでいるというようなことを見える、そのような組織が必要ではないかと思うわけです。ですから、単に年初めにチームをつくって、年度末には報告を受けるとか、そういうあまりにも長い間ではなかなか町民が理解できないと思うのです。そのことによって、やはり庁舎を中心の市街地に建てて活性化してほしいと思っている人たちに対しても、活性化がどういうふうになっていくのだということをやっぱり知らしめていかなければならないのではないかと思うわけです。

聞くところによりますと、来年度は起業する人も数人おられるようですし、いまだ宿泊施設が必要ですよという方もおりますし、そのような方たちの意見もいろいろ聞きながら、行政と民間との間に立つ、そして早く中湧別市街地の活性化が見える方法というのですか、そんなことを少し考えてほしいと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長 町長。

○町長 脇坂議員の再質問にお答えさせていただきます。

中湧別市街地の活性化についてでございます。先ほど答弁したとおり、中心市街地活性化に関するプロジェクトということで、庁舎内で私の諮問の中で進めている部分がございます。また、商工会においても進めてございます。この問題、なかなか厳しい問題でございますし、難しい問題でございます。結論がなかなか出せないというのも現実であります。その中においてもどうするのだという部分について、議員ご提案の検討委員会のような組織立てして、民間も含めた組織をつくっていったらいいのかなというようなご意見でございます。その辺については、諮問としての行政委員会になるのか、検討のための検討委員会になるのかという部分については検討させていただきたいと思っておりますし、当然庁内職員だけ、庁内だけでは、なかなか今の状況の中では厳しいものがございます。当然活性化をする部分については財源が必要でございますので、町だけでできるものでもありませんし、それを実施する方々についても町内にいらっしゃるのか町外から参加していただくのかということも当然含めていかならない部分がありますので、それらの部分については早急に検討させていただいた中で、よりよいそういう協議機関といいますか、そういうものをつくった中で検討に入っていきたいというふうに考えてございますので、もう少々時間をいただいて、それらの組織づくりについて考えさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 7番、脇坂君の質問が終わりました。

次に、4番、村川君。

○ 4 番 それでは、3点の一般質問の趣旨説明をいたします。

湧別町における人口推計、その実態と具体的な行財政運営について。平成21年10月に上湧別町と湧別町が合併して14年が経過し、その間財政状況がどの程度変化しているのか、そしてその変化に対しての具体的な対応、対策について伺います。

まず、合併後の14年間の予算規模で比較してみますと、一般会計では平成22年度当初予算が77億5,700万円と、本年一般会計では22年度当初予算が77億5,700万円、今年度当初予算は102億3,600万円、24億7,900万円の増、率にして32%の増加であります。特別会計では、平成22年度当初予算が30億510万円で、本年度予算は35億5,920万円、5億5,410万円の増、率にして18.4%の増加となっています。町民1人当たりの徴税額は、平成22年度が8万3,430円で、本年度当初予算では17万2,940円と8万9,510円の増で、実に2倍以上の町税収入額となっています。基礎人口は、平成22年度が1万217人に対し、本年度は8,034人と2,183人の減少で、21.4%の人口減となっています。このように行財政状況を比較してみました。今後の行財政の見通しについてどのように捉えて行政執行に取り組みられていくのか、次の2点について伺います。

1点目ではありますが、一般会計については、大型事業の実施など単年度で予算が増減しますが、特別会計のうち後期高齢者会計が14年間で31.9%の増加、介護保険会計が61.4%の増加となっています。このことは、本町だけではなく、全国的な傾向ではありますが、年齢構成から見て、今後どの程度の期間にこの増加傾向が続いていくと考えるのかお伺いをいたします。

2点目ではありますが、医療と介護費用の増加がある程度の期間続いていくと推測したときに、今後は一般会計の予算規模を極力削減すべきと考えます。また、その期間において住民生活に直結した大型事業の実施が必要となることも予測されますが、それらを踏まえ町長のお考えをお伺いいたします。

2点目についての説明をいたします。ゆうべつ学園の駐車場及び父母の送迎用通路の舗装について。ゆうべつ学園が4月に開校され、学校は時代に沿った素晴らしい学校に建設され、教員はじめ生徒の皆さん方も学びやすい環境の中、楽しい学校生活を送っている姿を見学しました。教育の在り方に感動したところでもあります。しかし、父母の方々から駐車場の車道通路が舗装されていないため、冬期間の除雪が入ったときに砂利と一緒に飛び危険である。家族の送迎車両の入り口と出口が少し離れているため、徒歩通学の生徒が出入り口の2か所を横断しなければならない。冬は歩道上に雪の山ができるために、その出入り口が危険であるといった意見がありました。これらの整備が学校の建設と同時になぜできなかったのか。また、事業の財源選定があったと思いますが、早急に改善すべきと考えます。町のお考えをお伺いいたします。

3点目ですが、外国人研修生受入れ事業者の支援と研修生の待遇支援について。現在湧別町に外国人研修生として216名が住民登録されています。職種によって受入れ側の費用が違うとは思いますが、1次産業、加工業者の受入れ費用が大変な負担になっているとの声があります。研修生1人にかかる費用は、入国後の受入れ費用が20万円前後、航空旅費8万円、その他費用が約10万円と、これが大きな負担となっているため、町から何らかの支援をしていただきたいとの声が数多くあります。特に加工業者は、このたびの福島原発処理水放出により中国への輸出が停止となり、大きな影響を受けました。このことは、町も承知のことだと思いますので、支援に対する町長のお考えをお伺いいたします。

また、研修生の待遇の件ですが、北海道は本州に比べると給与が月に数万円もの差があるようです。さらに、今後は休日のコミュニケーション等の在り方についてアドバイス、支援を行い、湧別町は研修生にとって環境のよい町と印象づけることが次につながるのではないかと考えられます。なお、紋別市は研修生1人当たり10万円を支給しているとのこと。これらを踏まえ、町長のお考えをお伺いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長 町長。

○町長 村川議員、1点目の湧別町における人口推計、その実態と具体的な行財政運営についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の後期高齢者医療特別会計に係る今後の予算規模の見通しではありますが、後期高齢者医療制度につきましては北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体である保険者となり、運営を行っております。

本町における被保険者数の推移につきましては、平成29年10月時点においてピーク時となる1,968人を迎えたが、それ以降は減少傾向となっております。また、後期高齢者医療に係る医療費の市町村負担金につきましては、過去5年間の医療費の実績に応じて負担をしておりますが、平成27年度以降減少傾向となっております。

また、介護保険特別会計の14年間での増加分につきましては、地域密着型特別養護老人ホーム湖水の杜及びちゅーりっぷの里の新設、認知症対応型グループホーム上湧別館の増床に伴って給付費が増加したことによることが主な要因となっております。

高齢者人口に関しましては、平成28年をピークに減少傾向ではありますが、要介護認定者数の増加に伴いサービスを利用する高齢者が増えております。しかし、今後におきましては、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計ともに全国的に令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始めているため、被保険者数が増加傾向となっておりますが、本町においてはピーク時を過ぎてい

ることから医療費や介護給付費につきましても大幅な増加は見込めない状況となっております。

2つ目の一般会計の今後の予算規模についてであります。平成22年度と本年度の当初予算額や増加率、また人口の推移については、議員から説明のあったとおりであります。私は予算規模を適正化すべきと考えているところであります。合併後10年間の普通交付税の加算等もあり、基金の積み増しをしているところであります。基金総額、令和4年度決算額は平成22年度決算時から23億9,111万円増の81億7,754万円で、そのうち財政調整基金は令和4年度決算額が平成22年度決算時から29億6,478万円増の49億8,202万円となっております。

少子高齢化による人口減少は、普通交付税の算定にも影響を及ぼしている状況であります。本町は健全な財政運営をしてきており、一般財源の総額については今後もある程度確保されているものと考えております。近年予算規模が増大しているのは、コロナ禍における対策予算の計上や投資的経費であります。大型事業の増加が主な原因となっております。大型事業を実施する際は、国、道補助金や有利な起債を確保しており、財源の裏づけがあります。また、町を経由する間接的な補助事業も増えておりますので、予算規模の削減も必要ですが、歳入の確保を図ることにも積極的に取り組んでまいります。

私は、経常的に必要とする住民サービスの向上を図りながら、財源を確保した上で役場庁舎の建設や公共施設の再配置など先送りできない行政課題の解決に向けた財政運営を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の外国人研修生受入れ事業者の支援と研修生の待遇支援についてのご質問にお答えいたします。本年、令和5年11月末現在の外国人人口は237人で、全人口8,010人に対しまして約3%であり、人数はベトナム、インドネシア、中国の順となっております。入国事由では、技能実習及び特定技能などが216人で、農業、水産業、介護などの職種となっております。これが本町の産業の担い手不足の緩和につながっております。事業所や団体において技能実習生などを受け入れる場合、管理団体や組合の加入の有無によって違いはありますが、加入事業者の賦課金、実習生の出入国に係る旅費、技能実習評価試験の受験費用など、事業者の負担があることは承知してございます。

次に、実習生などの待遇などについては、本町では本年11月、外国人実習生などを受け入れている事業所や団体を対象にアンケート調査を実施しており、おおむね半数程度の事業所から回答を得ております。実習生等が困り事や必要と感じていることでは、日本語の理解、ごみ分別などの日常生活ルールの理解、医療機関の受診などが多い結果となっております。また、雇用主が外国人共生社会の支援策として必要と感じていることでは、日本語教育の充実、住環境整備への支援、生活相談窓口の充実に対するご意見が多い結果となっております。

議員から事業所などの受入れ費用への支援、湧別町が研修生にとって環境のよい町と印象づけることが次につながるのではないかとのご質問でございますが、私は本年度の町政執行方針において外国人の方々が安心して日常生活を送ることができるよう、多文化共生の地域社会の検討を進めると申し上げております。本年度本町が実施したアンケート調査の結果によれば、日本語教育の実施、行政情報の多言語化、外国人同士の交流、地域行事への参加などへのニーズが高い状況が把握できたところであります。受入れ事業所に対しては、以前から住宅整備に対する支援制度を設け支援を行っており、給付金など金銭的な支援については現在のところ考えてはおりません。しかしながら、議員申されるとおり、実習生などが本町に住みたい、本町を選んでいただけるようなまちづくり、地域づくり、環境づくりについては本年度実施したアンケートの結果からもニーズが高いことが分かりましたので、町、事業者、地域及び住民との協働によって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、村川議員へのご回答とさせていただきます。

2点目につきましては、教育長よりお答えさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教育長 村川議員の2点目のゆうべつ学園の駐車場及び父母の送迎用通路の舗装についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

本年4月に2校目となります義務教育学校ゆうべつ学園を開校いたしました。子供たちが元気に通学し、いいスタートが切れたと感じているところであります。

しかし、議員申されるとおり、児童生徒の登下校時には当初計画しておりました保護者による送迎が予想より多く、正門前の車両が混雑したことにより、学園と協議し、急遽正門前の通行を一時的に規制したところであります。

現在、送迎場所としては駐車場を利用しておりますが、この駐車場からの動線を利用することについても、駐車車両との接触や、議員申される徒歩通学生と接触する危険性が危惧されております。また、冬期間には除雪の問題があることなどから、現在使用している動線についても早急に検討する必要があると考えているところであります。

基本的な解決策としては、開校当初予定しておりました学校敷地内における動線を基本として考えておりました、校舎正門通路と南側、いわゆるお寺側になりますけれども、南側駐車場通路を活用して混雑の解消を図り、安全に送迎ができるよう学校や学校運営協議会などとも協議して動線を考えてまいりたいと考えております。

なお、南側通路につきましては、現在ゆうべつ学園体育館の増築工事が行われており、工事車両が出入りしていることなどから、工事終了後の来年4月よ

り新たな送迎路線として利用したいと考えております。

また、現在使用しております駐車場の車道通路につきましては、来年3月までの間、除雪や児童生徒の安全対策などをしっかり講じながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、村川議員の質問に対するご答弁とさせていただきます。

○議長 4番、村川君。

○4番 それぞれ答弁をいただきました。

町長は、全体を見ながら調整をしながら財政運営を行っていくとのことですが、これから上湧別義務教育学校の建設、庁舎の新築、東山浄水場整備、医療等、大変大規模な事業が続いていますが、国もコロナ対策、ウクライナ紛争、福島原発処理水放出による補償対策等で大変財政的に厳しい状況にあると思います。

また、今政府内では国会議員の不正問題等で不安定な国会運営にあります。そのような中で、湧別町の基幹産業である酪農が最悪の状況にあり、離農する農家も増えてくると予測されます。また、人口も14年間で2.4%も減になっていることから、税収に大きく影響が出てくると考えられます。

このような中で、今後将来に向けての財政の在り方、10年ぐらいの財政推計を分かりやすく説明していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 村川議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政運営状況についてでございます。先ほど答弁させていただいたとおり、合併14年経過してございます。その中で、現在の状況については先ほど答弁させていただいてございます。経常的に必要になる事業については継続的に実施しておりますし、総合計画に定められている事業について、それに基づいて計画を進めさせていただいてございます。

その中で財政状況でございます。具体的な数字、今持ち合わせていませんから、具体的な部分はないですけれども、基本的には通常予算の中で歳入財源を確保しながら様々な事業を行ってございます。

上湧別の義務教育学校については、今年からも整備を進めさせていただいてございまして、来年で全体的な整備は終了して、令和7年4月から開校できるという状況になってございます。財源についてももう確保されてきているという部分でございます。様々な事業、先ほど議員言われたとおり、事業いろいろございますけれども、通常的な事業については何ら今のところ問題なく進めていけると思っておりますし、先ほど議員からの説明でもありましたとおり、徴税においても合併後14年で倍に伸びているというような状況で、湧別町の産業を中心

としたそれぞれの事業体が伸びているという状態が続いてございます。ただ、今の状況でいきますと、酪農の部分が生産調整が入ってございまして、なかなか厳しいというのが今続いている部分がありますけれども、それらが解消すると、最終的には乳量が足りなくなっているのではないかというような話もございますので、来年度以降も注視していかないといけない部分がありますけれども、いずれにしても本町基幹産業は農林水産業、1次産業の町でありますので、それを基本とした経済活動を行っていくというふうには考えてございます。町としましても、その時期、時期を見て、活用できる財源を活用しながら次のまちづくりを進めていきたいと考えてございますので、当然その実施に当たっては議員の皆様ともご相談させていただきながら進めていきますので、その辺についてご理解をいただきたいと考えております。

○議長 4番、村川君。

○4番 時間が迫ってきましたので、次の質問の分野に入ります。

教育長からも答弁がございました。我々一般的に考えると、庁舎の建設に当たって設計、図面ができるときに、やはり通路については災害等、いろんなことも含めてどうあるべきかということは当初から計画していくべきことだったのでないかなというふうに思いますので、それらも十分含めて、今後上湧地区の義務教育学校が工事進行中でございますので、開設と同時にそういう通路についてはしっかり対応できる、父兄の方々から苦情が出ないような形で進めていただきたいというふうに思いますので、その点についてよろしく願いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 村川議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

学校建設時に合わせて、しっかりと計画の中で組み入れるべきだったろうということかなというふうに思います。計画の段階におきましては、先ほども申し上げましたが、あくまでも正門を通るということで計画をして整備をしたわけでありまして。旧湧別中学校の校舎のとき、正門からまだ幅を広げて対応したわけでありましてけれども、どうしても1年生から9年生、そして特に送迎の保護者が非常に思うより多かったというようなことで混乱を、混雑するというようなことが結果的に生じてしまったと。その段階で、先ほど言った西側の部分も含めて検討はしたわけでありましてけれども、現在、むしろ今工事の関係で工事車両、大型車両が通るものですから、そちらのほうが危険だと、工事が終わるまでの間、緊急的な対応として駐車場からやるべきであろうというふうに一時的に対応させていただいたと。

どこの学校も同様だと思いますが、やはりスクールバス、それから徒歩、そして自転車、そして送迎と、4つのパターンがございまして、全ての部分で完

壁なルートということはなかなか難しいなということ。実は、昨日も上湧別地区の場合は、ではどうなのだろうということを考えたときに、やはり4つのパターンを考えて、非常に難しいということがございまして、そこら辺はそういう中でも安全性はしっかり取って対応すべきだというふうに思っております。

いずれにしても、通路というのは思ったより狭いものだなというふうな感じも正直あります。そういう部分では、上湧別地区においてもしっかり今後対応していきたいなと思います。したがって、3月までは現在の駐車場を動線とした、あそこも駐車しているわけですから、安全だと言えないわけでありまして。当然入り口と出口を分けて対応しております。そうすると、徒歩通学する人との、これからさらに冬期間の危険性というのものもあるので、十分そこら辺は除雪も含めてしっかり対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 3点目の加工業者に対する、町長から答弁もいただいて、それらの対策は考えてきているということですので、今何だかんだ言っても人口対策、それから労働者対策は絶対進めていかなければならないことなので、それら含めて、やっぱり外国人が来ても住民税の問題、業者は仕事できれば所得税の問題、税収につながるわけですから、それらを全体含めて、本当に業者が外国人を使ってスムーズにいけるような体制づくり、これは業者だけではなかなか進まない、もう少し町側もアドバイスのことを入れていただいて、前向きに進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 町長。

○町 長 3点目のご質問でございます。

議員言われるとおり、今までこの部分についてあまり触れられてきていない部分が多い部分であります。200人以上の方が町内に住んでいらっしゃるという部分でありますので、そこら辺、事業者の方とも十分協議をしながら、どういう形が一番いいのかという部分については検討させて、それに向かって進めさせていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 以上をもって一般質問を終了いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 2 : 0 2)

再 開 宣 告 (1 3 : 0 0)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第1号から日程第10、議案第3号までにつきましては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第2号 湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第3号 湧別町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから議案第1号から議案第3号までについて質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第1号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第2号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第3号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 令和5年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

6番、酒井君。

○6番 私からは、15ページの4款の衛生費の3目し尿処理費の18節のし尿処理に要する経費、これは171万2,000円、これにつきましてお聞きしたいなと思います。

遠軽町の下水道広域化推進総合事業負担金のことだと思われませんが、3町のし尿処理につきましては、現在の南兵村にある規模の老朽化に伴いまして、遠軽町下水道処理施設で受入れ処理することに伴う施設設備に要する負担金の補正だというふうに思っておりますが、過去の話をお聞きすると隣接する自治会からの臭いの問題で苦情が出ておりました、現在の処理施設に移転がされた経緯があるようでございますが、今回下水処理場に併設するようでございますけれ

ども、隣接する自治会との説明、あるいは協議等というのは十分になされているのかどうかお聞きします。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 酒井議員さんからのし尿処理施設の関係のご質問にお答えしたいと思います。

今ご質問の中にあつたように、遠軽町の下水処理センターにし尿等の受入れ施設が建設されるに当たりまして、令和3年度においては自治会の役員を対象に1回、それから開盛地区の住民の方の説明会をそれぞれ1回してございます。令和4年度になりまして、さらに2回、開盛地区の住民説明会と、その間に先進地ということで雄武町の新しい施設、これの見学もしてございまして、人数はそんなに多くはなかったのですが、そういった形で現地も見て、それから計画についても丁寧に説明をして理解を求めてまいりましたという経過がございます。

それで、いずれの説明会でも、酒井議員おっしゃるとおり臭いを心配する意見が繰り返されておりましたので、そういう臭いが発生した場合は早急な改善と防止対策の徹底ということを広域組合としてもといいますか、施設の管理としてやっていくということでご理解をいただいたという経過がございました。

以上でございます。

○議 長 6番、酒井君。

○6 番 関係自治会と合意形成がされているというふうに思いますけれども、この臭いについては感じ方ももちろん違いますから、大変な問題ではないかなと、このように思っているところではありますが、臭気漏れのない施設とするのは当然のことだというふうに思いますけれども、万が一苦情が出た場合、町は住民に沿った対応をすべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

施設につきましては、受入れするところに関しては、雄武町とは違いまして、前室、それから受入れするところ、後室ということで、シャッターを区切って漏れないようにしているということが1つと、あとは臭気の吸い取る機械をつけて臭いが出ないようにしていると。現在も公害に当たるような臭気は出ていませんし、今度つける機械によっても推定値というか、予測値では全然そのレベルに行かないということで聞いてございます。

それで、町としてということなのですが、住民説明会の中でそういったお話も出たようで、うちとしては、町として自治会さんと協定を結びまして、悪臭等の問題が発生した、そういう場合には責任を持って対処しようとするために

令和4年12月20日に開盛自治会長さんと町長の間で協定書案を内容とした仮協定書を締結してございます。そう言った中で、公害の防止については、例えば脱臭装置の故障だとか、そういったことがあれば、法定基準値を超えるような臭気が発生したときは遠軽町に原因の解明なり対策を申し入れることとしてございますし、そういった地域の住民の生活環境が悪臭により損なわれているというような問題が発生した場合には、それは悪臭防止法その他の法令に従い、早急な改善が必要だと思いますので、そういう防止対策の徹底を行うよう遠軽町に申入れするというような内容で締結してございますので、何とぞご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告（14：01）

再 開 宣 告（14：10）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号についての質疑を続けます。

8番、小形君。

○8番 18ページ、農林水産費の営農用水施設に要する経費でポンプ2台のうちの1台が故障というか壊れて取り替えましたということなのですが、2台あっても、壊れたということは壊れたのでしょうかからいいですしけれども、耐用年数とかもあったり、あるいは耐用年数でこういうポンプだとかって交換しているものか、あるいは修繕しながらずっと使っているものなのか。その辺、このポンプだとかこういうものに対して、2台ありますから、1台壊れても交換すればいいだけだと思うのですが、どういうふうな対応をしているのか、その辺だけお伺いしたい。

○議長 水道課長。

○水道課長 ただいまの小形議員のご質問にお答えいたします。

五鹿山水道にある水中ポンプなのですが、こちらは2台ありまして、今回2台中の1台が不調ということで修繕をさせていただくものとなっております。

ポンプ2台あるのですが、1台は平成29年に取り替えしておりまして、もう一台は平成30年に取り替えしております。

こちらのポンプ、何年もつかというようなお話になってくると、一概に寿命というものが駆動時間とかによって変わってくるものですから、何年もちますよとか10年もちますよというのがなかなか言えないのですが、メンテナンスは必ずして、それでもどうしても駄目な場合に交換するという形になっております。

以上です。

○議 長 8番、小形君。

○8 番 近年は、在庫を持たないところも多かったりして、まだ動いているのだけれども、部品が今度供給できなくなって交換しますよとかということもあると思うのです。修繕しながら使うというのはいいことだと思うのですけれども、10年とか15年で多分部品の在庫が今度なくなってくるのかなと思うのですけれども、その辺と兼ね合わせても2台あるからある程度使ってということで、そのメンテナンスができなくなるまで使っているということによろしいのでしょうか。

○議 長 水道課長。

○水道課長 2台ある中で、それを交互運転させています。何時間運転したら、次何時間というふうな形で、ポンプを交代、交代させながら、1台をずっと使うのではなく、交代させて動かしながら寿命も延ばしつつ使っているという状況です。

部品は、用意していません。現状のあるポンプでそのまま使っていっています。メンテするときは、1台のポンプを使っている間にそちらのほうをメンテして、直したらすぐ両方また交互運転という形で戻します。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 この案件に直接つながってはいないのですけれども、今農家の営農関係の燃料のことを緊急対策ということで行うわけなのですけれども、以前にコロナ対策でも運送業に対しての支援もあったと思うのです。だけれども、どちらにも入らない業種で、運送と言ったらまずいのだけれども、輸送費に相当お金がかかって、売るものについてのあっていないか。特にこれ湧別で今ちらっと見て2件ほどあるのですけれども、酪農の敷料だとか、そういう資材運んでいるもの、それから添加物を売っている業者等は町外からも相当出て、管内広く営業して販売しているのです。これらは商工会にも入っているのですけれども、輸送のほうに重点があるのだけれども、運送業ではないというようなことが、町内にそんなに大きく業者はないと思うのですが、これらを何とか対応できる方法がないか十分に検討していただけないかと。これは、業者からもそういう要望がありますので、調べれば本当に何事業もないと思うのです。だから、その辺も含めて対策を考えていただきたいということですので。

○議 長 町長。

○町 長 村川議員の質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍及びウクライナの問題等々で原油高、物価高が続いております。一般家庭においてもなかなか厳しい状況が続いておりますし、事業者においてもいろいろな中で大変な思いをされている方もいらっしゃいます。営農、営業、いろいろありますし、また事業者においてもいろいろあります。ただ、町が支

援をする場合においての、ある程度の区切りといたしますか、基準というものをつくっていかなければならないというのがありまして、運送業であれば当然青色の運送業の許可をもらっている方とか福祉施設を運営しているとか、いろいろなやっぱり基準をつくらないとならない部分で支出させていただいております。そこに入らない方々というのは当然いらっしゃる部分があるのですけれども、そこまで入れてしまうともう全部になってしまうという部分もあって、どういう仕切りをするかというのは非常に課題になってくるのだと思いますけれども、そこら辺の事業者の方についての、今の段階でなかなか捨うというのは難しい状況でございます。そこらも含めて商工会に加入されてあるのであれば、商工会のほうとも相談をさせていただきたいと思っておりますので、今後その方向性について検討をさせていただきますけれども、非常に難しいかなというふうに思っておりますけれども、検討はさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 今酪農がこんな状況だから、なおさらやっぱり商品を買ったときに転嫁できない、ぎりぎりでは走っていると、仕事しているということもありますので、それらも踏まえて検討だけ、そういう業者、業種もいるということを頭に置いて進めていただきたいと思います。

終わります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 令和5年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

- 議長 これから質疑を行います。
- 全員 (なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
- 全員 (なし)
- 議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 全員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第14、議案第7号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
- 議会事務局長 議案第7号 令和5年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算。
- 議長 提案者の説明を求めます。
健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

- 議長 これから質疑を行います。
- 全員 (なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
- 全員 (なし)
- 議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 全員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第15、議案第8号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
- 議会事務局長 議案第8号 令和5年度湧別町介護保険特別会計補正予算。
- 議長 提案者の説明を求めます。
福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第9号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 令和5年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 令和5年度湧別町下水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第18、議案第11号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 湧別町かみゆうべつ温泉チューリップの湯条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

商工観光課長。

(商工観光課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

1 番、関野君。

○1 番 料金につきましては、今まで550円が650円、いきなり100円上がります。そして、管内で非常に高いほうの部類に入ります。それと、このほかに、あと指定管理料ですか、今日説明ありませんけれども、それも新たに新設された。そういう中身の中で、受けた沢口産業のほうから何か新しい提案があったのか、その辺お聞きします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 関野議員のご質問でございます。

説明いたしましたとおり、今回条例の改正に至った理由につきましては、近年の物価高騰だとか燃料、光熱水費の高騰によりまして大きく赤字が膨らんだということで、このことからこのかかる経費につきましては、温泉を利用される皆様に応分の負担をしてもらうということは基本だと考えております。あと、それが幾ら負担してもらうのかというところが問題になるかと思っておりますけれども、資料にもありましたとおり令和4年度ベースで2,600万円程度の赤字となっております。これを使用料で賄うとなると、単純計算で今の550円を800円程度まで上げないとペイできないという状況になっております。ただ、やはり高過ぎる、そのまま使用料に充てますと高過ぎて、お客さんの減少を招くということも問題になりますし、それが温泉に入ってもらおうということが、やっぱりレ

ストランの売上げだとか売店の売上げにもつながってくるということでございますので、今回は近隣の状況、温泉施設見ましても、大体高くは650円ということもあります。お客さんに聞きましたも、サウナも立派にリニューアルして、650円でも安いのではないかという話も聞いておりますし、特にお年寄りの世帯だとかお一人で住んでいるお年寄りなんかは毎日のように銭湯代わりに温泉を使ってくれているということも考えますと、それを200円、250円というふうにアップするという事は非常に難しいのかなということから、100円のアップということにしたものでございます。

今回指定管理の話も出ましたけれども、100円アップすることによりまして、計算すると大体1,000万円ぐらいの収入が増えますので、残りの1,600万円ぐらいは指定管理料で賄うということになってきます。やはり観光施設でございますので、町外からもたくさん来てもらっていますので、そちらの外貨を取り込むということでも応分の負担というのを利用者にも求めるのは当たり前なことかなというふうに思っていますし、これが100円というところで、前回、令和2年度には50円アップしたのですけれども、今回はそういうことで100円のアップと。これは、致し方ないところかなというふうに思っております。

指定管理者の新たな取組というところでございますけれども、まだ正式に、今議案が出てきてこれから決定するわけですけれども、選定委員会の中でもサウナリニューアルしまして、新しく整いスペースも造りました。そこに利用者が喜ぶような整いスペースの椅子も指定管理者のほうで新しくしていますし、あとサウナに関わるグッズだとか、サウナ飯だとかサウナドリンクだとか、そういうのも状況に合わせていろいろチャレンジしているというところで、お客さんの満足度も高い状況かなというふうに思っていますし、そういうところで非常に、これから5年間ですけれども、いろいろなお客さんの利用者増に向けてのチャレンジというか、そういう取組も期待しているところでございます。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 このことに関しましては、私は理解しませんが、明確に私はこれに賛成しかねる。

以上です。

○議 長 町長。

○町 長 チューリップ温泉の条例改正、今回100円の増額をさせていただくという問題でございます。

今関野議員からご質問もありましたけれども、650円にさせていただく部分については、先ほどお示ししました入浴者数を見ても、平成30年、令和元年に比べると1,000人以上減少しているのが現状でございます。そのほかに今の燃油高

騰ですとか電気料、いろいろな部分が高騰してきて、先ほど課長が説明したとおり250円ぐらい上げなければこの経営が成り立たないという状況にあります。

また、この収入、ただ数に料金を掛けても11回分の無料券、また10回入ると1回無料というような部分で、収入には当たらない部分でサービスをしてございます。そういうようなことも含めて、全てを入浴者をお願いするわけにはいかないだろうというようなことを考えて、今回は100円上げさせていただきたいというようなことで、その残りの分については町のサービスと申しますか、町の政策として150円は町で、運営に当たる部分については町で見なければ、この施設の運営がならないというようなことで考えてございます。

先般町の行政改革推進委員会の中でも、この料金の増額について検討いただいた部分もございます。その状況を見ますと、上げないのが一番よろしいわけですけれども、今の状況でいくと100円の増額は致し方ないのかなというようなご意見もいただいたところでございます。

上げた分どうするのだという、利用者を増やすのだという部分でございます。当然町内外の方に来ていただくという部分がありますけれども、昼間というのが意外と空いています。また、町のバスにおいても昼間活用できる部分がありますので、町内の高齢者というか、老人クラブだとか高齢者の団体等にPR行って、町と施設と一体となって入浴と昼食を兼ねたようなパッケージでもつくってやっていったらどうかということは今事業者とも協議しながら、ひきこもり防止と温泉の再活用というようなことの事業もパッケージとして考えてはどうかというようなことの提案もさせていただいているようなものもありますので、今回100円増額させていただきましたけれども、これが来年また増額、再来年増額とならないような形で、利用者をもっと増やしていくというようなことも考えながら進めていきたいと考えてございますので、今回については増額したくないと議員と同じように考えておりますけれども、この施設を運営していくためにはどうしてもある程度の利用者負担を求めなければ運営していけないような状況になってきておりますので、その辺ご理解いただいて、この温泉が長く使っていただけるように、今現在でも9万人の方が利用していただいている施設でございます。これからも継続して多くの方が利用できるようにサービスを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 私もチューリップ温泉、月に三、四回伺います。行きます。そして、お風呂にも入ります。サウナにも入ります。行くたびに、いつも常連に来ている人からクレームを受けます。いろんなクレームを受けます。あなたから言ってくれと。それで、何回も言われているので、フロントのほうに話した経緯がございまして。そのたびに改善されておりますけれども、でも私はあま

りにも550円から100円は大き過ぎるなど、管内の状況を見ても。すごくいいサービスが提案されているのであれば別ですけれども、私は今町長から話を受けた中身は分かりますけれども、今の私の気持ちとしては、この議案につきましては私は賛成しかねる、その意思は変わりません。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 関連しますけれども、観点が違って、サウナが洋式風になったということで、それから去年あたりコロナの影響もあったと思うのですが、やっぱり業者にしても燃料の高騰、いろんなことでサウナが寒過ぎると、入ったときに。燃料高いから、燃料渋っているのだろうというような意見もいっぱい僕らのほうには入ってきた経過があります。

そういうことからして、今回業者にも何とか採算合うように支援もするわけだし、入浴料も関野議員が心配するように100円上がるということからして、客を減らしても困るということも踏まえて、業者のほうにはかかるものは、この間も言ったようにやっぱり温泉はうちのメインだから、多少それはお金がかかっても、お客さんが寒いところからいきなり来てぱっと、気持ちよくサウナに入れるような環境づくりを担当課からも業者のほうにしっかり話ししていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 村川議員のご質問でございます。

利用者の方からサウナが燃料費の節約のために温度を下げているのではないかということも聞くということですが、そういうことは一切ありませんので、まだ1年もたっていませんので、入っていて、ちょっとぬるいのでないかとか熱いのでないかという、そういうことと言う常連の方もおりますけれども、その都度指定管理者のほうでも温度を上げたり下げたりという調節はしながら、一番利用者が求める温度、好きな人いろいろいますので、どの辺で温度を落ち着けるかというのはまた難しいところなのですけれども、燃料のところでは下げたり上げたりということはしていないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(何事か声あり)

- 議長 質疑の中で異論がありましたので、起立によって採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

休憩宣告(15:00)

再開宣告(15:10)

- 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第12号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

- 議会事務局長 議案第12号 湧別町地場産品加工センター条例の一部を改正する条例の制定について。

- 議長 提案者の説明を求めます。

農政課長。

(農政課長提案理由説明)

- 議長 これから質疑を行います。

- 全員 (なし)

- 議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

- 全員 (なし)

- 議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

- 全員 (異議なし)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第20、議案第13号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

- 議会事務局長 議案第13号 湧別町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

- 議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第21、議案第14号から日程第25、議案第18号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第14号 湧別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第15号 湧別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第16号 湧別町集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第17号 湧別町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第18号 湧別町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから議案第14号から議案第18号までについて質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第14号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第15号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第16号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第17号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第18号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

日程第26、議案第19号から日程第28、議案第21号については関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第19号 湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について

て。

以下、議案第20号及び議案第21号につきましては、議案第19号と同様、湧別町公の施設に係る指定管理者の指定についてでございますので、朗読を省略させていただきます。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから議案第19号から議案第21号について質疑を行います。

3番、加藤君。

○3 番 3つの議案の全般で質問したいと思います。

公募の結果、1団体から申込みがあって、それで指定管理者選定委員会を開催して、この指定手続条例に基づき審議したというふうに書いてありますが、選定委員会、どのように審議されたのか。先ほどの説明を聞きましてけれども、当日の審議の内容を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

指定管理者選定委員会の審議内容に対するお問合せですけれども、まず応募のあった業者さんのほうからプロポーザルということで事業計画書と収支計画書、その2点について提案をプロポーザルという形で受けました。それに対しまして、選定委員さんの皆さんから質疑等を行って、その中で確認をしている状況でございます。

以上でございます。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 公募に当たって、1社しかなかったということなのですが、ほかの団体から照会等がなかったのかどうかというのがまず1点です。

それと、私今年の6月に一般質問で透明性を高めるために選定委員会に民間人を増やしてはどうかという質問をいたしております。そのときは、民間の方は金融機関2名ということですから、道銀の支店長、それから信金の支店長2名だったと思うのです。現在は道銀の支店長さんいませんから、結局は信金の支店長と商工会の局長2名ということになるのですが、私はもう少し透明性を高める、町長は前向きに検討するというふうにお答えしたと思うのですが、そういうことであればもう少し民間人を登用して透明性を図るべきではないかなというふうに思っております。

それと、もう一つ、プロポーザルでサービス向上がどのように図られるのか、この団体からどういう提案があったのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 加藤議員からの再質問に対する答弁でございます。

まず、1点目の、今回1社から応募があったわけですがけれども、それ以外に照会がなかったかということでございますけれども、実際に公募してからの問合せについてはありませんでした。その以前に、公募する以前の段階では、各担当のほうにそういう公募する中身だとか事業内容だとか、そういったことはあったわけですがけれども、実際正式に公募を始めてからそういう問合せについてはありませんでした。

次に、2点目の透明性を高めるため民間有識者を増やすという話でございますけれども、今加藤議員言われましたように、前は道銀の支店長、遠信の支店長の2名でしたがけれども、今回につきましては遠信の支店長さんが中湧別支店と湧別支店があるものですから、両方1名ずつ、支店長さん1名と、それに加えて商工会の会長さんに入っていましたので、2名から3名に1名増やしてございます。

それと、サービス向上の提案については、いろんな提案があったわけですので、詳しくにつきましてはそれぞれの社会施設だとか観光施設ありますので、その担当のほうから実際の提案理由について回答をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

指定管理候補者からサービス向上に向けて具体的にどのような提案があったのかということです。社会教育課といたしましては、AグループとBグループの部分、体育館、文化センター、屋外施設というような部分になってきますので、その説明というふうになってこようかと思っております。

一番、まずサービス向上の部分で指定管理候補者から提案があったものは、まず自主事業が上げられます。具体的に指定管理候補者から提案があったのは、パークゴルフ大会、また少年野球大会、またおはなし会といたしまして、同社が提携しているDVDを使ったおはなし会のそういった上映会をしたいと。また、レバンガ北海道のバスケット教室なども体育館で計画していきたいというような自主事業のご提案がありました。そのほか、当然私どもの管理している施設は収益の上がる施設ではございません。管理運営が一番大きな部分でございます。その部分につきましても、従業員の研修ですとか、またグループ全体で効果的な人員配置をすることによって、その管理運営の円滑な運営、それがひいては接客サービスにつながるというようなことも候補者からの提案を受けたものでございます。

以上でございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 加藤議員のご質問でございます。

観光施設でございますけれども、観光施設では主な取組といたしまして、子供を対象としたイベントだとかキッチンカーを集めたイベント、それから大きな駐車場を利用してフリーマーケットとか野菜市場だとか、そういうことを行ったらどうかということをお示しをいただきました。

また、道の駅ではレストランとかありますけれども、オリジナルメニューの開発だとか、その辺もやっていきたいというふうに言われております。

観光施設でありますので、今回5年間やってこられたことを踏まえ、今まで以上にサービスの向上だとか利便性の向上という部分をしっかりとお願いをしなければならぬと思っております。その選定委員会の中におきましても、お客さんを受け入れる環境、施設として公共サービスの自覚と責任を持って、特に接客サービスの重要性から職員研修の実施方法の確認だとか人員の適正配置、若手人材の登用だとか、そういうところも積極的に行っていただきたいということもこちらからお願いをしたところでございます。

また、施設のPR等によって、誘客を図りながら収益を上げるような取組をしっかりと行っていただきたいという確認をしたところでございます。

以上でございます。

○議長 9番、檜山君。

○9番 私は、1点、議案第19号などを見ますと、指定管理施設、これらについては施設の管理運営が主な業務なのかなというように感じていたわけですが、それであればもう少し町内業者、あるいはこれらが施設の管理運営ができるような民間企業を、会社を含めた指名競争入札などでもよかったのではないかなというふうに考えるものですが、今後に向かってそれらに変えていく考えはないかお聞きをいたします。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 今檜山議員からご質問のありました議案第19号の関係で管理運営業務が主な業務内容なので、指名競争入札を検討してはどうかというご質問だったかと思えます。

これまでも役場庁舎だとか業務委託をする施設につきましては、そういった入札行為を行って、安価なところをお願いするというようなことを行ってございます。先般の全員協議会の際にもご説明させていただきましたが、まずこの施設が直営がいいのか。直営というのは業務委託も含むわけですがけれども、直営がいいのか、指定管理制度に基づいた管理を行っていただけるのかという検討をして、その中で今19号の関係ですけれども、この施設についてはこれま

でと同様、引き続き指定管理者制度に基づいた管理をお願いしたほうがいいという、そういうことで今回公募を行って選定を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長 長 9番、檜山君。

○9番 直営がいいのか、直営ということは業務委託という部分も含めての話で言われていたのですが、その上で指定管理をお願いすることがいいのだということで行ったということなのですが、その指定管理がいいのだということにした理由はどのような理由で行ったのでしょうか。

○議長 長 企画財政課長。

○企画財政課長 指定管理制度を導入した理由ということでございますけれども、実は全員協議会の中でもご説明させていただきましたけれども、その施設の目的だとか今までの利用状況を基に直営で、要するに町が関与して管理をしたほうがいいのか、民間企業のノウハウを活用した指定管理制度に基づいた管理がいいかということで検討した結果、民間企業によるノウハウを活用した指定管理者制度に基づいた管理のほうが適しているだろうという判断の基においてそういう判断をしてございます。

以上でございます。

○議長 長 9番、檜山君。

○9番 3回目ですので、直営と民間のノウハウを活用したほうがいいのかという検討の上で民間のノウハウのほうを選んでいったよということなのですが、それでは今回の提案では19号に関してどのような民間ノウハウが示されたのでしょうか。

○議長 長 社会教育課長。

○社会教育課長 檜山議員のご質問にお答えします。

議案第19号ということですので、社会教育施設になりますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

直営でなくて指定管理者にする、指定管理候補者からのこういった具体的な提案だということ、直営にしない理由という具体的なことなのですが、一番につきましては業務を包括的に委託できるということがまずメリットとして上げられると思います。例えば受付、受付といいましても使用料の徴収だけではなく使用許可、許可証の発行ということまでの行政処分という業務もございまして、また管理人業務、警備業務という、そういった施設管理の一体的なことができるということで候補者からも包括委託することによって円滑的な施設を運営できるメリットがあるという、まずご提案がございました。その包括委託をする上で、先ほども加藤議員のご質問にもご答弁させていただきましたが、人を流動的に配置をしたりですとかマルチタスク化、一人の職員が例えば受付

をしたり清掃したりというようなマルチタスク化、複数のポジションをこなすことによって効率的な業務ができるというようなことも上げられます。

また、もう一点、雇用の確保ということも町としてはあるかと思えます。今回指定管理者制度をする上で仕様書というものを町のほうでお示しをしております。ですので、その業務仕様書というのが5年間、これで決まりますので、安定的な業務が確定いたしますので、安定的な雇用につながるというようなことも当然指定管理者のメリットということで指定管理候補者から提案に基づき、町としては指定管理者のほう望ましいという判断をさせていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 関連するのですが、これは当初から随分お話しはしているのですが、指定管理は要するに事業のノウハウ、また前向きな事業に進めていくというようなことから、ノウハウをもらって進めるという観点で当初は進んだのですが、今指定管理者もいなくなってきた。そういう中で、そして昨年度ずっと実績見ましても、ノウハウを生かしたような事業対応はしていないということですね。それらを含めたときに、もうそういうプロポーザル方式を取らなければならないものではないのでないかと。そして、これはコロナの事業で北海道も指定管理にプロポーザル方式をやったけれども、結局業者が少ない中ということで、それらが横暴などんでもない不正をしたというようなことも道でも出ているような状況にありますし、プロポーザルは今の時代、はっきり言ってそぐわない、私はそう思っております。町のことは町でしっかり将来のまちづくり構想をやったり町の中で立てていかなければならぬ、外部が入ってきてどうのという時代ではないと。そしてまた、協力隊だって、そうやって国のほうで少しでも都会のほうから田舎の活性化を図るためにと行って派遣、ああやって予算つけて来ているのですから、そういう人たちをしっかりと使って観光のPRとか、いろんなことを有効に使っていくという形を取っていけば町の活性化というのはおのずからそういうものとならざるを得ないのではないかという気するのです。もう一般競争入札で今後はやっぱり進めていっても十分だというふうに思うので、最初から指定管理がいなかったらできないのだという考え方を、指定管理やってから何年ですか、旧湧別からですから、もう20年からやっていて、それほど観光が伸びたりいろんなことが伸びた、成長されたなんていうものがあまり実績として見えてこないのです。だから、それらも含めてしっかり、5年間の契約ですから、この5年の間にいろんなことをやっぱり模索して検討して、次の切り替えのときまでにしっかりしたものを出していくべきでないかというふうに思いますので、それらも含めて検討していただきたいと思えます。

○議 長 副町長。

○副町長 村川議員のご質問にお答えしたいと思います。

これだけの施設がありまして、その運営管理、今指定管理制度というものを使ってずっと行ってきております。願わくは、やはり数社の応募があって、その中から一番いい提案をしていただける企業や団体に、管理していただくということが求められるというか、あるべき姿かなというふうに、実際選考委員会の委員長を私が務めておりますけれども、行ってみて実感として持っているところでもあります。ただ、逆に言うと1社でもあるという状況でありまして、これが応募がないというところも他の町村ではあるのかもしれませんが。

そうした中で、1社の中で、我々も先ほど各課長からも説明ありましたとおり、仕様書というものを作らせていただいて、基準となる運営方法や運営内容というのは示させていただいておりますので、全くの投げっ放しというわけではなく、こちらのいわゆる最低限のやるべき、求めること、事業の内容だとかは示した上でその提案を受け、それを守っているだろう、ましてや今回提案させていただいております事業者に関しましては、現在も指定を受けている、管理を行っていただいている事業者でありますので、その実績等も含めて判断をさせていただいたところでもありますので、その中でも地元の雇用というものは一番の重要項目ということでお願いをした経緯もありますし、地元でもやっぱり人材がそろわないという部分があるというふうに現場では聞いておりますので、一部町外の方、隣町の方が雇用しているという部分は若干あると思いますが、これは致し方なく行っているということで、なかなかそういった部分では町でやるとそういうふうなことにはならないのかなというところもありまして、人の確保、あと施設間の人の管理の配置ですね、そういった部分もできるという中身もあり、やはり指定管理でやるべきだろうということで今回はそのようなことで進めさせていただいております。

ですけれども、もちろん一方で、議員おっしゃるとおり本当にその指定管理制度のメリッ的なことが起きているのか、起きていないのでないのかというような声が上がるということは、やっぱりまだ不足している部分があるのかなということにも思っておりますので、この5年でそういった部分も含めて見ていきたいと思っております。おっしゃるとおり検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

質疑を終結し、議案第19号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第20号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第21号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 6 : 1 1)

再 開 宣 告 (1 6 : 2 0)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29、議案第22号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第22号 湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第30、議案第23号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第23号 湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第31、議案第24号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第24号 財産の処分について。

提案者の説明を求めます。

水産林務課長。

(水産林務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第32、議案第25号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第25号 財産の処分について。

○議 長 本案件については、地方自治法第117条の規定によって7番、脇坂君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 6 : 3 0)

再 開 宣 告 (1 6 : 3 1)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

水産林務課長。

(水産林務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第25号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 6 : 3 4)

再 開 宣 告 (1 6 : 3 4)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第33、議案第26号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第26号 公有水面の埋立について。

提案者の説明を求めます。

水産林務課長。

(水産林務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第34、議案第27号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第27号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第35、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和5年第4回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 6 : 4 0)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 加藤政弘

湧別町議会 議員 村川勝彦